

一九九七年問題と香港の民主化

谷垣 真理子

香港における民主化は一九九七年問題、すなわち香港の前途問題の浮上の中から始動する。一九九七年問題が顕在化するのは七〇年代末である。発端は土地問題であった。香港の土地は英女王の管理下にあり、土地の使用は「女王からのリース」という形がとられ、土地・不動産の契約は普通十五年である。したがって中国との租借条約に縛られる新界の場合、一九八二年七月以降、現実問題として土地のリース契約が租借期限にいくことになる。

このため、土地・不動産に対する融資手控えによる香港経済の失速が憂慮され、香港の将来について中国の意向を聞き出そうとする香港側からの働きかけで一九九七年問題は浮上したのである。

香港は元来、対中貿易の拠点として設置され、第二次大戦後の一九五〇年代には難民という安価で豊富な労働力と上海から流入する香港側からの働きかけで一九九七年問題は浮上したのである。前途問題が浮上して十年余を経て、一九九〇年四月の第七期全国人民代表大会第三回会議でついに「香港特別行政区基本法」が公布された。⁽¹⁾その数日後、香港の民主派は香港の政治への積極的な参加を目的とする政党「香港民主同盟」を正式発足させた。⁽²⁾かつて「政治沙漠」と呼ばれた香港でいかなる変化が起きているのだろうか。本稿は香港の民主化の始動に焦点をあてて論ずることに

(一) 一九九七年問題のインパクト

香港は元来、対中貿易の拠点として設置され、第二次大戦後の一九五〇年代には難民という安価で豊富な労働力と上海から流入した資本や技術を結合させ、一九五九年には再輸出を地場輸出が抜き、中継貿易港から加工貿易港への転換に成功した。⁽³⁾工業化を先導したのは織維産業であったが、五〇年代後半になるとプラスチック産業が急成長し、七〇年代には電機・電子産業が急速な拡大を見せた。⁽⁴⁾さらに一九七三年の為替管理撤廃を機に香港は国際金融センターとして発展を始める。⁽⁵⁾八〇年代には国際金融センターとしての地位を確立した香港は台湾、韓国、シンガポールとともに

もに「アジアの四小龍」として称され、充実した通信インフラストラクチャと高度の物流センター機能を備える高度情報都市へと発展を遂げたのである。

しかし、順調な経済発展とは対照的に、英領植民地・香港では戦後の植民地独立・自治権確立の潮流のなかで住民の政治参加が厳しく制限されてきた。香港政府のトップに立つのが英國女王の特許状を持つ香港総督であり、植民地の立法・行政・財政各方面にわたる唯一の権威である。「半独立国家」香港の立法は総督が立法局の助言と同意の下に諸法規・条例を制定する。立法局は香港の国会と言ふべき存在であるが、その議員は基本的には総督によって任命される。⁽⁶⁾ 行政については総督は最高諮問機関として行政局を持ち、行政局のメンバーでもある総務長官と財務長官の率いる官僚機構が実務を担当する。⁽⁷⁾ これら機構の各部門はそれぞれ諮問委員会を組織する。委員の多くには民間人有力者が選ばれ、政府は委員を通じて民間の意見を吸収する。香港の政治システムは行政・立法両局から諮問委員会まで「諮問政治」が重層化する構造によつて構成されていると言えよう。⁽⁸⁾ 唯一官職の公選が行われたのが市政局で、香港・九龍市街地の保健・衛生に関する行政及び公共施設に関する行政責任を持つ。ただし、選挙民資格は①中学校卒業以上の学歴を持つこと、②英國籍であること、③直接税納税者であることなど種々の制限があり、選挙区も全香港合わせて一選挙区であり、一般市民は事実上選挙とは無縁であった。⁽⁹⁾ かく香港は「選挙なき行政国家」として「小さな政府」の指導のもとで

と経済発展の道を追求してきたのである。

さて、一九九七年問題が深まるなか、一九八二年九月のサッチャイ英首相の訪中により香港の将来をめぐる中英交渉の幕は開けられた。交渉は一時難航したが、両国は新界の租借期限の切れる一九九七年七月一日をもつて中華人民共和国が香港に対する主権を回復することに合意した。一九八四年十二月に正式調印された共同声明は、中国復帰後の香港が「特別行政区」として外交と防衛を除く高度の自治権を享受し、現行の社会体制を五〇年にわたり維持することを定めた。戦後異なる発展を遂げた中港両地の統合方式として同声明が提起したのが「一國家二制度」である。⁽¹⁰⁾ 同方式は文字通り一つの国（中華人民共和国）のなかで社会主義制度と資本主義制度という二つの異なる制度を共存させるという斬新な試みであった。

しかしながら「一國家二制度」は「一國家」が「二制度」に優先するか、あるいは「二制度」が「一國家」に優越するのかといふ問いを不可避免に含む。香港は一九九七年以降名実ともに中国国家の一部となるのであるから、「国家の一部」である香港が中央政府のコントロールから離脱してしまうような事態は国家経営の観点から好ましくない。逆に「一國家」が「二制度」を凌駕してしまうような事態に至れば、香港独自の制度が窒息してしまいその経済的繁栄を喪失しかねない。したがつて「一國家二制度」を成功させるためには「一國家」と「二制度」の微妙なバランスをとることが必要となる。

にもかかわらず、香港住民の中国共産党政権に対する不信感の

存在は事態を複雑なものとしている。「屈辱的な植民地体制」から

の解放であるにもかかわらず、大陸復帰を香港市民は手放しで

歓迎するわけではない。そもそも、現在の香港住民の根幹は一九

四九年前後に共産党支配を嫌つて香港に流入した人々あるいはそ

の子孫であり、一般に共産党嫌いの傾向が強いと言われる。住民

の中には反右派闘争や文革で親戚あるいは自身が迫害された経験

を持つ者も少なくない。中国が外部世界に対して門戸を閉ざして

いた時代でも香港は地縁・血縁のネットワークを通じて香港市民

は多彩な情報を獲得しえたし、何よりも中港（中国と香港）境界

を超えて流入する人の流れは貴重な国内情報を持ち込んだ。

戦後の中国の国内政治の変動に対するリアルな認識があるからこそ、人治的色彩の濃い現政権に対する不安は香港住民の間に根深く存在する。

このような状況のなか、「二制度」を経済制度にのみ限定せず

政治制度にも適応すべきだという論理を香港側は展開する。繁榮

を誇る香港経済も経済制度のみにその源が求められるものではない。

経済制度と密接不可分な社会環境、すなわち広い意味での政治制度もまた香港繁栄の重要な源である。「二制度」について中國側は西側諸国との外交関係と同じく「政経分離・内政干渉」の原則を貫き、経済制度の枠内で処理しようとしているが、これで

は香港の繁栄は維持できないと香港側は主張する。このような論理は経済と政治の不均衡を打破し政治的「停滞」を打破する方向

性を内包するものであったと言えよう。

(一) 一九八〇年代における民主化の進展

1 概念の整理

まず、民主化の具体的な進展を考察する前に民主化の概念を整理してみよう。本稿では民主化を一般市民の政治参加を増大させる過程として定義する。政治参加とは政府の決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動である。⁽¹³⁾その形態としては合法的な「システム内」の政治参加である投票活動や選挙活動、地域活動（市民運動や住民運動への参加、自治・町内会などで地域の問題解決のため他の人と共同して政治活動を行う）、個別接触（本人やその家族の便宜のために官僚や政治家に接触する）、「システム外」の政治参加である暴力（人や個人の所有する財産に物理的

損害を与えることによって政府の決定に影響を与えようとする行動）⁽¹⁴⁾が挙げられる。このような定義に従う民主化は選挙制度や三権分立など制度面の発展と関連がつよい。本稿では「システム内」の政治参加をのみ対象とする。普通選挙によって選ばれた政治家の存在しない香港の特殊性に鑑みて、とりわけ、投票活動を増大させる過程、すなわち選挙制度の整備に注目して香港の民主化の進展を見していくことにする。

一時期の東欧報道には「民主化が進展すると民主主義体制が実現する」という図式が見られたが、民主化の進展のみでは不十分

で、民主主義体制への移行のためには民主化と同時に自由化の進展が必要となる。自由化とは「国家および第三者の恣意的もしくは不法な行為から個人および集団を保護するいくつかの権利を実効あるものにする過程」⁽¹⁵⁾であり、端的に言えば政府に対する異議申し立ての自由を確立する過程を意味する。仮に民主化が進んでも、表現の自由、報道の自由あるいは結党結社の自由など権力に対する異議申し立ての自由が十分に保証されなければ、政治参加の効用は極めて小さく制限されてしまう。一党独裁体制やカリストマ政治の下でも選挙制度が形式的に運用される場合がありうるからである。

ただし、民主主義体制へと至る過程において民主化と自由化は必ずしも均等に発展するわけではない。自由化が民主化に先行する場合もあれば、民主化が自由化に先行する場合もある。前者についてはエリート内で政治的竞争のルールが確立され、その後多くの階層の政治参加が認められていったイギリスの例がある。後者については国民の政治参加の権利は認められながらも戦後一貫して強権体制のもとに置かれ、政治参加の役割が極めて限定されていた台湾・韓国がその好例として挙げられよう。⁽¹⁶⁾また、民主主義体制移行の方向性を持つ民主化と自由化の合成ペクトルはしばしばその変化を打ち消そうとする阻害力に遭遇する。阻害力が合成ペクトルよりも大きい場合は民主化や自由化は後退する。

以上を踏まえて、次節で香港の民主化の進展を見ていく。

2 民主化の進展

戦後直後にはヤング総督が提起した自治権拡大計画は行政・立法局議員に否決され、一九六六年には「大香港市議会」の構想が出されたものの香港暴動のため頓挫してしまった。⁽¹⁷⁾一九七〇年代に入ると香港政府は民意吸収の失敗反省し、市政局を一九七三年に改組発足させ民政を充実させると同時に分区委員会、互助委員会など居民組織の育成に着手するなどした。しかし、これらの改革は基本的には行政機構の内部改革にとどまる。民主化の動きは前述のように一九九七年問題の浮上を経て始まる。民主化は香港政府のイニシアチブのもと選挙制度の整備という形で始まった。⁽¹⁸⁾

一九七九年十月、政府は地方行政の実験として九龍地区の觀塘に地区管理委員会を設置し、翌一九八〇年六月には觀塘の実験が成功であったとして「地方行政モデル緑書」（緑書は政策試案、諸方面的意見招集後、政策を決定し白書として発表）を発表した。⁽¹⁹⁾ここで提起されたのが区議会（District Board）制度であり、香港の政治に「地方行政」の概念を持ち込まれた。同緑書によれば、「中央行政」とは前途問題、政治制度改革など全香港的性格をもつ問題を扱い、行政・立法両局が所管する。これに対して「地方行政」は地域限定的な問題を扱うとされた。区議会の職務は各地区の環境改善、社区建設、交通問題などであり、その議員は官職議員・委任議員・民選議員から構成される。その内の民選議員については香港初の普通選挙による選出がうたわれ、選挙民資格は

二十一歳以上の香港永久居民もしくは七年以上香港に居住した者とされた。一九八一年一月には緑書の方針を踏襲する形で「地方行政白書」⁽²¹⁾が発表され、香港住民の政治参加の大幅な緩和が始まったのである。⁽²²⁾選挙条例など一連の関連法案が成立すると区議会は各地区で統々と誕生した。⁽²³⁾早くも第一回目の区議会選挙は新界地区では一九八二年三月に、香港・九龍地区では同年九月にそれぞれ行われ、その後三年おきに実施されている。選挙によって選出された民選議席は一九八二年が百三十二議席、一九八五年が二百三十七議席、一九八八年が二百六十四議席と漸次拡大している。⁽²⁴⁾選挙制度改革前に比べて投票者数は飛躍的に増大し、一九八五年の第二回選挙以降、若手知識人や専業人士を中心に結成された圧力団体が積極的に参加し、第三回選挙では主要三団体が総当選者数の二十二・八ペーセントを占めた。⁽²⁵⁾

さらに選挙制度の整備は中央行政のレベルへにも及ぶ。一九八四年七月の「香港の代議制の一層の発展」と題する緑書は立法局への一部間接選挙の導入を提起し、一九八七年に政治制度改革の進展を再度検討し場合は一九八八年に立法局に直接選挙を導入する可能性もあることを示唆した。⁽²⁶⁾同年十一月には若干の修正を経て白書が発表され、翌一九八五年九月には第一回目の立法局間接選挙が行われ、二十四名の民選の議員が誕生した。⁽²⁷⁾このうち十二名は区議会、市政局及び区域市政局を基盤とする地区別選挙団グループから選出され、残りの十二名は商業界、工業界、金融界、労働界、社会福祉界、医学界、法律界、教育界、及び建

築界から構成される職能別選挙グループから選出された。しかし、中国側が香港の民主化の急速な進展に懸念を表明するなか、一九八七年の「代議制の今後の発展」と題する政治制度改革検討の白書は立法局への直接選挙導入を一九九一年からと決定し「八八年直選」を主張する民主派を失望させた。⁽²⁸⁾さらに立法局の議員定数に増減はなかったため、直接選挙選出議員十名の増加議席分に対して地区別の間接選挙グループからの議員定数を二名とし（内訳は市政局から一名、区域市政局から一名）区議会代表の十議席を取り消した。もちろん、区議会はこの改革後も政治エリート層参入の重要な場を提供しつづけるが、この変化は中央行政への参入のコストが増大したことを意味し、草の根レベルで勢力を形成しつつあった民主派にとって二重の痛手となつたのである。

以上のように一九八〇年代には香港の民主化が地方行政のレベルから始まり、中央行政のレベルにも波及した。これらの変化は政治参加の度合いを確実に上昇させるものであつたと言える。

3 香港の政治発展の特徴

以上を踏まえて最初に整理した概念を使って香港の政治発展を考察してみよう。前節から明らかなように、一九八〇年代に香港社会では住民の政治参加増大という民主化が進んだ。それでは民主主義達成のもう一つの重要な要素である自由化はいかなる状況にあつたのだろうか。結社の自由や選挙権などは制限されていたものの、国際金融センターとしての発展を指向する香港において

政府は報道や表現の自由については寛容であった。天安門事件の香港情報に象徴的なように左派、中立、右派が自由に言論活動を展開し多面的な情報を提供していくのが香港の身上である。「香港には民主はないが自由はある」などという言い方は香港の現状を的確に表現していよう。つまり民主化の停滞に比して自由化はかなりの程度進行していたのである。加々美光行氏は「前制度的な実質的民主主義」とも呼びうる状況に香港が到達していたと指摘し「水面下の民主主義」と表現している。⁽³⁰⁾むしろ一九八〇年代に入つて香港の自由化にはブレーキがかけられはじめたのかもしれない。一九八六年に香港政府は一九九七年の中国返還を前に人心が動搖するのを恐れ、公安条例を立法局に上程し「無責任なデマ」の流布の可能性にくさびを打ち込んだ。⁽³¹⁾また中英交渉期の一九八三年に発表された『家在香港』という一九九七年問題に懲れる香港の人間模様を描いた作品は検閲でチェックされてしまった。⁽³²⁾前者は政府の社会の安定と公共秩序の維持を報道や表現の自由に優先させるという態度の表明であり、後者は一九九七年前に中國側を刺激することを恐れる政府の様子がうかがえ、徐々に中國の影響力が香港に浸透しつつあることがわかる。

以上より香港ではまず自由化が先行し、一九八〇年代に入つて民主化がそれに追随する形で発展してきたと言えよう。民主化の始動は草の根レベルの民主化要求の爆発に由来するものではなく、一九九七年の中国返還を前に既得権益の温存のため脱植民地化を決意した英國側のイニシアチブによる。ただし、中国と同様に英

国にとっても香港の魅力はあくまでその経済力にある。「急激な民主化の導入は社会不安をもたらす」という認識のもと、香港の民主化は「将来の青写真」にそって段階的に進められてはいるものの、自由化には社会の安定という限定条件が付けられつつある。そもそもイラクのクウェート進攻に見られるように国際社会における国家あるいは地域の帰属変更は予期されぬ形で起きる場合が少くない。その意味においては、それが地域住民の頭越しに両宗主国が交渉した結果であったとしても、すでに十二年前より地域の帰属変更が明確になった香港の事例は珍しい。地域住民にも両宗主国にも変化に対応する時間が与えられたわけである。このような状況のなかで、できるだけ管理された形で民主化を行い、住民の不満を爆発させることなく円滑に香港の中国復帰が行われようとしている。為替レートの国際協調に似た民主化的「軟着陸」が行われようとしていることは香港の事例のもう一つの特徴として挙げられよう。

(三) 今後の展望

それでは今後、香港はどのような政治発展を遂げるであろうか。

香港の中国復帰後の「港人治港」のプログラムは「香港特別行政区基本法」に明記されている。立法機関である立法会の定数は六十名で第一期（一九九七—一九九九年）は直接選挙選出二十名、職能別代表三十名、選挙会推薦十名、第二期（一九九九—二〇〇三年）は直接選挙選出二十四名、職能別代表三十名、選挙会推薦

六名で第三期（二〇〇三—二〇〇七年）は選挙会推薦がゼロとなり、直接選挙選出と職能別代表がともに三十名ずつとなる。また、特別行政区の最高責任者である行政長官は第一期から第三期まで選舉委員会による間接選挙選出である。二〇〇七年以降、立法会および行政長官の選出方法の変更は可能であり、その手続き方法は基本法の第二次草案（一九八九年二月発表）に比べて簡素化された。前節で述べたのと同様に代議制度の段階的な発展が記されている。中国が一九九七年後武力干渉を行わず、国際的信用を考慮し中英共同声明の理念にしたがってプログラムが誠実に履行されている。香港住民の政治参加を増大させる民主化は量的には引き続き進行していく。

むしろ、一九九七年以降、厳しい状況にさらされるのは自由化の方であろう。中国は民主諸政党を有し形式的には複数政党制であるものの、実質的には強固な一党独裁体制をとる。体制や政府に対する批判が制限されている中国が果たして香港に従来のようない報道や表現の自由を許可するであろうか。仮に香港における自由が抑制されることなく民主化が順調に進展していった場合、相対的に民主的な社会の出現は中国国家全体にとってどのような影響を与えるであろうか。それは体制の内外を問わず中国の国内の改革を目指す人々に不斷の影響を与え、香港の存在が中国の政治制度改革の重要な推進力となる可能性がある。しかし、ペレストロイカを断行したソ連の帝国崩壊の危機を前にして、中国の指導者が単に指導者としての「面子」の問題からではなく中国国家の

安定的経営の角度から、香港の自由化を大幅に後退させるシナリオは十分に考えられる。一九八九年の天安門事件後、中国政府は香港を「中国国家と社会主義制度の転換基地」として非難し「愛港」（香港を愛する）よりも「愛國」の優先を強調している。このため、中国復帰後「國家の安定と秩序の維持」の名のもとに自由が抑圧されることを懸念する香港住民の声は絶えない。

しかし、中国の国内情勢を考慮すれば香港の自由化の全面的抑圧は中國にとってもマイナスである。「改革と開放」路線の歩みのなかで、指導者層は人々をすでに外部世界の情報にさらしてしまい、かつての閉鎖的な自力更正路線へと再転換することは極めて困難である。現路線を追求せざるをえない以上、国際金融センターである香港は外債依存度を高めつつある中国にとって貴重な存在である。香港住民の自由抑圧は住民の反発のみならず、外国投資の流出・撤退を招き、国際金融センターとしての繁栄を損なうことになり、中国にとっても好ましくない。香港の市場は中国側の発言に敏感に反応し、中国側の強硬策に対する大きな牽制力となるのであろう。一方、現在すでに香港ドルが広東省への浸透度を高めつゝあるが、一九九七年の中国復帰はこの傾向に拍車をかけることと思われる。⁽³⁴⁾これは華南の広域経済圏の相対的独立を加速し中国の指導者層に国家システムあるいは国家運営の形態について再考を迫る危険性を持つ。したがって中国にとって香港回収のコストは決して小さくはない。「香港の中国化」をどこまで進めるか、「中国の香港化」をどこまで許すかが、中国の指導者

層にとってのジレンマである。言いかえれば、中国は香港社会の活力維持と中国国家の安定をにらみつつ香港の民主化と自由化をコントロールしているかさるをえないであろう。

もちろん、香港の政治発展は上述の問題以外にも、香港の「高度の自治」を管理・運営する人材を中港がそれぞれ育成しうるなど種々の問題がある。香港にとつても祖国復帰のコストは大きく、周知のように中国の香港統治への不安から来る移民の増大が社会問題化している。また、復帰後中国の一部となる香港に対してもコム規制がどのように適用されるかなど、香港の経済発展に深く関与するような問題の発生も考えられる。国家と社会の関わり、あるいは国家そのものに対する問い合わせをはらむ香港の政治発展は一九九七年への過渡期の進展のなかでより多様な問題をわれわれに投げかけることとなる。万一香港が劇的な崩壊を遂げたとしても長期的には香港の持つ諸機能は他の地域によって代替され得るであろうが、香港という特異な存在の喪失は国際経済全体に多大な調整コストを強いいるであろう。短期的には難民の大量流出が予想されることからも、東アジアの一角を占める日本における香港問題への関心の高まりが期待される。

注

- (1) 『大公報（海外航空版）』一九九〇年四月六日。「香港特別行政区基本法」は祖国復帰後の香港の小憲法である。
- (2) 『華僑日報』一九九〇年四月九日。

(3) 小島麗逸「一九九七年的香港」、小島麗逸（編）『香港の工業化——アジアの結節点』、アジア経済研究所（一九八九年）、三二一頁。

(4) 杉谷滋「マクロ経済構造——輸出主導工業化の展開」、小島麗逸（編）『香港の工業化——アジアの結節点』、アジア経済研究所（一九八九年）、四一—四五頁。

(5) 渡辺紳一「金融センターとしての香港」、小島麗逸（編）『香港の工業化——アジアの結節点』、アジア経済研究所（一九八九年）、一一三三頁。

(6) 英国憲法に見られる司法の独立の原則は香港にも適用される。司法権は女王または総督の任命する判事が行使する。

(7) 立法局議員には総務長官、財務長官、司法長官などその官職に就くと自動的に立法局議員となる官職議員（Ex-officio member：当然議員）がある。委任議員には政府の官僚でもある官吏議員と民間人の非官吏議員とがいる。後述のように一九八五年からは間接選挙により選出された民選議員が加わった。

(8) 行政局も立法局と同様に総務長官、英軍総司令、財務長官、司法長官からなる官職議員と委任議員から構成される。

(9) 総務長官は Chief Secretary（布政司）のこと。総督の政策顧問であり、かつ香港官僚機構のトップに立つ。総務局、公務員局のはか行政・情報局、市区・新界政務局、治安局、教育・人力局、土地・公共事業局、保健・福祉局、市政局、運輸局各局を統轄する。財務長官（Financial Secretary）は香港の財政経済政策に責任を負い財務局、經濟局、金融局、工商局各局を統轄する。

(10) このよんな香港政府の統治スタイルを金耀基氏は「行政

- 「吸収政治」と呼んだ。詳しく述べるは金耀基「行政吸収政治—香港政治模式」、邢慕寰・金耀基（編）『香港之發展經驗』香港：中文大學出版社、三一—九頁。
- (11) 黄国華「地方行政制度」、鄭宇硕（編）『香港政制及政治』香港：天地圖書有限公司（一九八七年）一一六頁。
- (12) 「一國家二制度」はもともとは台灣の祖国復帰を目指した新たな統一方式である。すでに一九七九年一月一日の「告台灣同胞書」のなかにゆるやかな形で表されている。
- 香港については一九八二年十一月の廬承志・全国人民代表大会委員長の「主權回復、設立特区、港人治港（香港人が香港を治める）、制度不变、保持繁榮」の「二十字方針」のなかに認められる。
- (13) 蒲島郁夫『現代政治学叢書6 政治参加』東大出版会（一九八八年）一一四頁。
- (14) 同上、六一一頁。
- (15) 若林正丈（編著）『台灣—転換期の政治と経済』田畠書店（一九八七年）一七一一四頁。若林氏は同書のなかで台湾の戦後政治を権威主義体制の枠組みを使って説明した。
- (16) 蒲島、前掲書、五五—五八頁。
- (17) 公共政策中心（編）『位置之戰——区議会的過去与未来』香港：広角鏡出版社（一九八五年）一一六頁。黄国華、前掲書、一二〇—一二三頁。
- (18) 張炳良「『地方行政模式』——一個政治結構性的分析」、鄭宇硕（編）『過渡期的香港』香港：三聯書店（一九八九年）、三九頁。黄国華、前掲書、一一八一一二七頁。
- (19) 『明報』一九八〇年六月七日。
- (20) 区議会官職議員となつたのは香港・九龍市区は市政局議員、新界地区は各郷事委員会主席であった。
- (21) 『明報』一九八一年一月十五日。
- (22) 黄国華、前掲書、一三一一一三一頁。
- (23) 『星島日報』一九八二年三月六日、九月二十五日。
- (24) 『星島日報』一九八二年三月六日、九月二十五日、一九八五年三月九日、一九八八年三月二一日。
- (25) 黄国華、前掲書、一七四—一七五頁。
- (26) Joseph Y.S.CHENG 'The 1985 District Board Election in Hong Kong' in Joseph Y.S.CHENG (ed.) *Hong Kong in Transition*. Oxford University Press, 1986. より拙稿「区議会選挙に見る香港の政治権力形成過程——過去三回の選挙結果の分析を中心にして」『竹田昇先生退官記念：東アジア文化論叢』（一九九一年三月刊行予定）。
- (27) 『明報』一九八四年七月十九日。
- (28) 『星島日報』一九八五年九月二十六日、九月二十七日。
- (29) 『星島日報』一九八八年二月一一日。もし「七八年直選」が実施されていれば基本法の起草作業中に「香港の民意の代表者」が誕生していた。民主派は選挙によって選ばれた代表を基本法起草の舞台に送ることを願った。中英交渉時に中国側は自らが香港の民意を反映するという立場をとり、当事者たる香港住民は交渉に参加できなかつた。
- (30) 加々美光行「民主主義浮上への道——過渡期の香港・台湾」『中國研究月報』一九八五年三月号（総四四五号）一三頁。
- (31) 真田岩助「一九八六年の香港——移行への準備進む」『アジア・中東動向年報（一九八七年版）』、アジア経済研

究所、一七七頁。

(32) 戸張東夫「香港人氣質」、可児弘明(編)『もっと知りたい香港付・マカオ』弘文堂(一九八五年 初版)、二四七一二五〇頁。

(33) 『明報』一九九〇年二月一七日、一九九〇年四月五日。
および中國和仁「『香港特別行政區基本法』にみる香港の
将来」『東亞』一九九〇年六月号(総一七六号)を参照。

(34) 小島麗逸、「一九九七年の香港」、小島麗逸(編)前掲書、
二一一六頁。